

横浜市指定管理者第三者評価報告書

横浜市三殿台考古館

平成 26 年 3 月

横浜市三殿台考古館指定管理者選定評価委員会

目 次

1 趣旨	2
2 横浜市三殿台考古館の概要	2
3 指定管理者・指定期間	2
(1) 指定管理者		
(2) 指定期間		
4 評価委員会	3
(1) 委員		
(2) 開催日・内容		
5 評価にあたっての考え方と進め方	3
(1) 評価項目		
(2) 評価基準		
(3) 評価方法		
6 評価結果	4
(1) 評価結果		
(2) 講評		
7 総評	8

1 趣旨

横浜市三殿台考古館（以下、「三殿台考古館」という。）は、三殿台遺跡及びその他の市内の遺跡からの出土品等を市民に公開することにより、郷土文化の向上、教育及び学術の発展に資することを目的として、昭和42年1月に開館しました。

その管理・運営については、平成18年度から指定管理者制度を導入し、指定管理者は横浜市文化財施設指定管理者選定委員会の審議を経て市会で指定されています。

横浜市では、指定管理者が行っている施設運営について、客観的な第三者による点検評価を実施するため、外部委員で構成される指定管理者選定評価委員会により、指定管理者の業務に対する中間評価及び最終評価を行っています。これは、評価の結果をその後の管理運営に生かすことにより、公の施設としての管理水準の維持向上を図り、より一層の業務改善への取組や更なるサービスの向上に繋げることを目的としています。

三殿台考古館についても、平成24年度に横浜市三殿台考古館指定管理者選定評価委員会（以下、「評価委員会」という。）が設置されました。

本年度は、三殿台考古館の第二期指定管理期間5年間（平成23年度～27年度）の中間となる3年目にあたり、指定管理者が公の施設の運営という公共サービスを担っていることを正しく理解し、業務を実施しているか厳正かつ公正に評価を行うため、本評価委員会を3回にわたり開催し、中間評価を実施しました。本報告書は、その経過及び結果について報告するものです。

2 三殿台考古館の概要

所在地：横浜市磯子区岡村4-11-22

開館日：昭和42年1月31日

施設規模：総面積 773.16㎡（管理棟 地上2階、展示棟 地上1階ほか）

設備：展示室、収蔵庫、資料保管庫、住居跡保護棟、復元住居など

3 指定管理者・指定期間

(1) 指定管理者

横浜市都筑区中川中央一丁目18-1

公益財団法人 横浜市ふるさと歴史財団

理事長 五味 文彦

(2) 指定期間

平成23年4月1日から平成28年3月31日まで

4 評価委員会

(1) 委員

- 委員長 桧 森 隆 一 (嘉悦大学教授)
委員 嶋 田 昌 子 (NPO 法人横浜シティガイド協会副会長)
委員 末 崎 真 澄 ((公財) 馬事文化財団理事・馬の博物館副館長)
委員 高 木 美紀子 (税理士)

(2) 開催日・内容

ア 第1回委員会

平成 25 年 9 月 18 日 (水) 中間評価の概要・評価シートについて

イ 第2回委員会

平成 25 年 11 月 13 日 (水) 施設・業務の概要説明、施設視察、ヒアリング

ウ 第3回委員会

平成 26 年 1 月 15 日 (水) 中間評価報告書について

5 評価にあたっての考え方と進め方

(1) 評価項目

指定管理者選定時に指定管理者が市に提出した事業計画書(提案書)の内容を基本に、施設の設置目的や特性を踏まえて、評価項目及び具体的な内容(判断基準)を定めました。

(2) 評価基準

評価項目ごとに定めた具体的な内容(判断基準)の達成状況を確認し、基本的に以下の3段階の評価基準を設けました。

A評価：判断基準に示した全ての内容が達成されている。

B評価：判断基準に示した内容のうち、いずれか一つは達成されている。

C評価：判断基準に示した内容が一つも達成されていない。

(3) 評価方法

(1)で定めた評価項目及び具体的な内容(判断基準)を基に評価シートを作成し、指定管理者が当該シートに記入した自己評価を評価の基礎資料とするとともに、平成23年度・24年度の事業報告書や財務関係書類の審査、施設視察及び指定管理者へのヒアリングを行い、評価を実施しました。

6 評価結果

(1) 評価結果

評価項目	A 委員	B 委員	C 委員	D 委員
1 基本方針に対する方針と取組				
(1) 高度の専門性と公益性の発揮	A	A	A	A
(2) 事前・事後評価の的確な実施	A	A	A	A
(3) 市民サービスの向上、学校教育との連携、市民との協働の推進	A	A	A	A
(4) 経費の節減と収益の向上	B	B	B	A
(5) 魅力資源の最大限の活用	A	A	A	A
2 事業に関する業務基準に対する方針と取組				
(1) 常設展示運営について	B	B	B	B
(2) 資料収集、保存、公開について	A	A	A	A
(3) 調査研究のテーマ設定	A	A	A	A
(4) 出版、刊行について	B	B	B	B
(5) 普及啓発事業について	A	A	A	A
(6) 来館促進と賑わいの創出について	A	A	A	A
(7) 広報、宣伝活動について	B	B	B	B
(8) 利用者サービス事業について	A	A	A	A
(9) その他の事業について	B	A	A	A
3 運営に関する業務基準に対する方針と取組				
(1) 運営に関する業務基準に対する方針と取組	A	B	B	B
4 管理に関する業務基準に対する方針と取組				
(1) 維持管理経費等の節減と目的外使用	A	A	A	A
(2) 中期的視点に立った施設の修繕、改修計画について	A	A	A	A
5 組織に関する方針と取組				
(1) 組織構成と組織運営の方針について	A	B	—	A
(2) 運営組織図及び配置人員について	A	A	—	A
(3) 必要な人材と職能について	A	A	—	A
(4) 施設運営の実員配置について	A	A	—	A
6 社会的説明、情報の取扱いについて				
(1) 社会的説明責任、個人情報保護及び情報公開への取組みについて	A	A	A	A

7 収支状況				
(1) 指定管理料の執行状況	A	A	B	A
(2) 収支決算状況（平成 23 年度）				
(3) 収支決算状況（平成 24 年度）				

(2) 講評

評価項目	内容
1 基本方針に対する方針と取組	
(1) 高度の専門性と公益性の発揮	施設の位置付け、運営方針や使命は明確になっています。写真資料・図面等の整理、デジタル化も計画的に進められています。
(2) 事前・事後評価の的確な実施	事業の評価結果に基づいて、体験教室メニューの多様化や住居跡保護棟のガラスへの低反射ガラスフィルム貼付など、来館者の立場に立った工夫が行われています。
(3) 市民サービスの向上、学校教育との連携、市民との協働の推進	市民ニーズを把握し、サービス向上に努め、学校教育との連携も考慮されています。市民協働による遺跡ガイドボランティア、資料整理ボランティアの活用も図られています。
(4) 経費の節減と収益の向上	空調機器の使用制限や展示室照明の人感センサー設置などにより、経費の節減に取り組まれています。関連グッズはヒット商品もあり、一定の収益財源になっていると考えます。 一方、外部資金導入に適した施設ではないため、その取組を評価対象とすることは適切でないと考えます。
(5) 魅力資源の最大限の活用	横浜で見られる貴重な遺跡の一つとして、近隣の学校、親子の体験学習、高台という立地を意識した「富士観察会」など、魅力資源を充分活用していると考えます。
2 事業に関する業務基準に対する方針と取組	
(1) 常設展示運営について	限られた条件の中で、工夫された常設展示が行われています。展示内容を三殿台遺跡関係資料に特化したことも良かったと思われれます。 一方、屋外展示の縄文から古墳時代の住居跡は、復元といえども他では見るができなくなっている貴重なものであり、今後の維持管理計画をきちんと立てて、保護・保全していく必要があります。また、観覧者数の目標値は意欲的であり、88%という達成率も評価できますが、新たな観覧者の獲得などには工夫の余地があると考えます。

(2) 資料収集、保存、公開について	今後の資料の収集・整理作業は、ボランティアの計画的な公募などにより、市民と協働して実施していく必要があると考えます。
(3) 調査研究のテーマ設定	三殿台遺跡の再評価をテーマとし、調査研究を行う意ことは良いことと考えます。ただし、その成果を刊行するまでには、経費等の問題があるのであれば、他施設との共同報告も考えるべきと考えます。
(4) 出版、刊行について	三殿台遺跡の発掘・調査・整理作業の区切りとなる平成 29 年の開館 50 周年には、未来に三殿台の遺産を伝えていくことができるような刊行物を出せるよう企画してほしいと考えます。
(5) 普及啓発事業について	磯子区内の他の市民利用施設との連携活動は順調に行われていると思います。職員派遣による講座なども、少ない人員体制の中で実施していることを評価できます。 施設が狭隘なため講座等の実施は難しいと思いますが、今後は実際の遺跡を見ながらの青空講座など、屋外での実施も検討すべきと考えます。
(6) 来館促進と賑わいの創出について	工夫を凝らした様々な企画を実施していることは評価できます。シニア世代の健康志向に合わせて、三殿台遺跡までのウォーキングコースを設定し、遺跡から富士山を望むような企画も良いのではないのでしょうか。 一方、広報については、周辺地域だけでなく、インターネットなどで幅広く行う必要があると考えます。
(7) 広報、宣伝活動について	地元出身のデュオ「ゆず」のファンが多く来館していることは大きな財産であり、来館者増のため一層活用すべきと考えます。また、最近若い世代で古墳が人気となっており、他の遺跡でも来訪者が増加傾向にあります。ゆずファンに限らず、インターネットを利用した積極的な普及活動を行うべきと考えます。
(8) 利用者サービス事業について	ミュージアムグッズには、ゆずファン向けの缶バッジなどヒット商品もあり、適切な商品開発が行われていると考えます。
(9) その他の事業について	職員 2 名体制の中で、教職員の社会科研修、中学生の職業体験、学芸員の博物館実習をこなすことは容易ではなく、これらの受入実績は大いに評価できます。 一方、新たな社会的サービスの開発については、人員体制とのバランスの中で必要性を検討する必要があると考えます。

3 運営に関する業務基準に対する方針と取組	
(1) 運営に関する業務基準に対する方針と取組	<p>臨時開館や開館時間の延長は、他の施設でも行っていることであり、市民サービスとして欠かせないことですが、弾力的に運用していることは評価できます。</p> <p>しかし、現在の職員2名体制では、あらゆる面から人員数が不足していることは明らかであり、実態分析に基づき休館日を変更するような場合には、人員体制も含め横浜市ふるさと歴史財団全体での考慮が必要と考えます。</p>
4 管理に関する業務基準に対する方針と取組	
(1) 維持管理経費等の節減と目的外使用	<p>現在の職員体制で、日常的な維持管理まで行うことは困難であり、地域の文化財を保護する意味での地元ボランティアの公募などを検討するとともに、きちんと予算を確保し外注する必要もあると考えます。</p>
(2) 中期的視点に立った施設の修繕、改修計画について	<p>施設の老朽化が顕著であり、博物館機能を維持するためには教育委員会と協議し、計画的な改修を行っていく必要があります。その際には、文化庁などから情報を収集し、外部資金を確保することも検討すべきと考えます。</p>
5 組織に関する方針と取組	
(1) 組織構成と組織運営の方針について	<p>三殿台考古館の人員配置は少なすぎると思います。職員の労務管理上も好ましい状態とは考えられません。横浜市ふるさと歴史財団全体として、適正な人員配置を行うべきと考えます。</p>
(2) 運営組織図及び配置人員について	
(3) 必要な人材と職能について	
(4) 施設運営の実員配置について	
6 社会的説明、情報の取扱いについて	
(1) 社会的説明責任、個人情報保護及び情報公開への取組みについて	<p>社会的な説明責任は果たされており、情報の管理、公開もなされています。</p>
7 収支状況	
(1) 指定管理料の執行状況	<p>適正に執行されていると考えます。</p>
(2) 収支決算状況（平成23年度）	<p>収入と支出の差を財団本部からの繰入れで補てんしているため、形式上は収支が一致しているように見えますが、実際は257,527円の不足が出ます。</p>
(3) 収支決算状況（平成24年度）	<p>収入と支出の差を財団本部からの繰入れで補てんしているため、形式上は収支が一致しているように見えますが、実際は50,406円の不足が出ます。</p>

7 総評

今回は、平成 24 年度に指定管理者選定評価委員会制度が導入されて初めての第三者評価であったため、当評価委員会としても、評価項目や評価方法に工夫を重ねながら中間評価を実施しました。

指定管理の実施状況ですが、高い専門性を有する公益財団法人としてのノウハウや人的資源の活用により、全般的に質の高い管理が実施されていると評価できます。

特に、屋外型展示施設という特徴を生かし、創意工夫を凝らして、少ない予算の中でコンセプトの明確な資料展示、多様な企画の運営、ゆずファンに着目したグッズの開発などを行っていることは高く評価できます。

また、国内の同種の遺跡はともすれば付属の展示施設に重点が置かれ、遺跡そのものの維持管理や積極的な見せ方の工夫などがおざなりになりがちですが、三殿台考古館は少ない職員体制の中で、日常の清掃や草刈りなどを含め、遺跡の円滑な維持管理に努めるとともに、遺跡自体を積極的にアピールしていこうという姿勢をもっていることも特筆すべきことと考えます。

一方で、やはり、職員 2 名体制での施設の運営には限界があり、貴重な国指定史跡を活用した博物館として市民への公開展示を行っていくのであれば、人員体制の強化、老朽化した施設の改修について、横浜市ふるさと歴史財団、教育委員会が連携して検討していくことが望まれます。

また、予算について、財団本部からの繰入金を増やし、人員体制とともに経費面でも体制を強化していくことが求められます。

指定管理者制度は、平成 15 年の地方自治法の一部改正によって創設されたものであり、横浜市ふるさと歴史財団による三殿台考古館の指定管理は、平成 18 年度から 22 年度までの第一期指定管理期間も含め、今年度で 8 年目となります。

今回の中間評価では、一定水準の運営がなされていることが確認されましたが、現在の状況は必ずしも満足できるものではありません。指定管理者と行政が連携し、指定管理者制度の趣旨と三殿台考古館の設置目的をより高い次元で実現できるよう、引き続き努力されることを期待します。